

ステップ3

求人を探す



職業相談窓口で探す



- 希望条件に合った求人をスタッフと一緒に探すことができます。
- 求人票に記載されていない求人条件の不明な点を事業所に確認します。
- 「経験はあるけど資格がない。」「資格はあるけど経験がない。」「経験年数が不足している。」等、応募に不安がある場合に応募が可能か事業所と交渉します。
- 応募者数等の情報を調べることができます。

来所者端末で探す

全国のハローワークで受理した求人をパソコンで検索することができます。

(滝川所7台、砂川所3台、深川所2台)

このパソコンはマウスとキーボードにより操作することができます。

希望職種・就業場所・求人受理日など、各種条件ごとに検索することができ、検索した求人情報を印刷して持ち帰ることもできます。

また、公的職業訓練（ハロートレーニング）なども検索できます。

ご利用を希望する場合は総合受付にお申し出ください。受付カードをお渡しします。検索方法は受付カード裏面にありますが、不明な点がありましたら遠慮なくお申し出ください。



求人早見シート・掲示板上で探す

最新求人（フルタイム・パート）、急募求人、季節求人、求人条件が変更された求人等をハローワーク内の専用掲示板上に公開しているほか、一部ファイリングしたものを備えてあります。

見落としした求人がないかどうか再確認してみてください。



週刊求人情報で探す

毎週金曜日に1週間分の受理求人を一覧表にして作成しています。
滝川・砂川・深川のハローワークの庁舎内・外のほか、各市町等でも入手できます。

配置場所

滝川市役所、T S U T A Y A滝川店、赤平市役所、芦別市役所、歌志内市役所、
上砂川町役場

このほか、ハローワーク滝川のホームページからご覧になることができます。
(https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00088.html)

インターネットで探す

→のQRコードからも
アクセスできます！



ハローワークインターネットサービスを利用することによって、全国のハローワークで受理した求人（インターネット上での公開を希望している求人に限ります。）が自宅のインターネットに接続されたパソコンやタブレット、スマートフォンで検索できます。また、普段からあまりインターネットを利用せず、操作に不安がある方には、ハローワーク滝川の公式ホームページから気になる条件を選択するだけで行える「かんたん検索」をおすすめしています。

求人の紹介を希望する場合はハローワーク相談窓口にお申し付けください。

求人情報公開の方法には次の4種類があります。

- ① 事業所の名称等を含む求人情報を公開する。
- ② ハローワークに求職申込み済の方に限定して事業所の名称等を含む求人情報を公開する。
- ③ 事業所の名称を含まない求人情報を公開する。
- ④ 求人情報をインターネットに公開しない。

②の求人で事業所名称などの情報を閲覧したい場合は、1ページの「ハローワーク受付票」にあるバーコード上の求職番号を入力する必要があります。

③、④の求人については、インターネット上で名称などを確認することができません。
ご来所いただいた際に事業所名含む求人票などの情報を提供させていただきます。

職業情報提供サイトを利用する

厚生労働省より提供している職業情報提供サイト“Jobtag”（日本版 O-NET）を利用することによって、さまざまな職業についての情報を検索することができます。

- ◆ おおまかな仕事の内容はもちろん、実際の業務中の映像や、必要な資格・経験、平均の賃金など、詳細についても分かりやすく記載されています。
- ◆ 自分のやりたい仕事・能力・経験を活かせる仕事が見つからない場合、簡易版職業適性テストやキャリア分析などの適職診断を受けることができます。
- ◆ テーマや場所のイメージ、仕事の性質など、直感的な部分から仕事を探していくことができるため、自分の知らない職業について知ることができます。

URL: 【<https://shigoto.mhlw.go.jp/User>】 もしくは→のQR よりアクセス



トライアル雇用を利用する

トライアル雇用制度を活用して再就職にトライ!

職業経験、技能、知識の不足などで就職に不安のある方へ

試行的に短期間（原則として3ヶ月間）働き、業務の内容や企業が求める能力などの理解を深め、常用雇用（期間の定めのない雇用）へのきっかけ作りをする制度です。

次のいずれかの要件を満たし、トライアル雇用を希望した場合に対象となります。

- ① 過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している。
- ② 離職している期間が1年を超えている。
- ③ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている。
- ④ 55歳未満で、ハローワーク等において担当者制による個別支援を受けている。
- ⑤ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する。

※1 詳細については窓口にご相談ください。

※2 トライアル雇用期間終了時点で、会社が求める業務遂行の能力を満たさない場合などは、常用雇用へ移行しないことがあります。